

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等を取りまとめました。

つきましては、これらの案について、平成22年1月8日から同年2月6日までの間、意見を募集します。

1 背景

「危険物等の危険性に関する調査検討会」（座長：田村昌三横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授（当時））において、1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン及び4-メチレン-2-オキサタノンが危険物第5類（自己反応性物質）の危険性の性状を有していることや生産量等が一定以上であることが確認され、当該2物質を当該類の危険物として追加することが適当とされました。今回の改正は、当該2物質を第5類の危険物として指定するとともに、当該2物質を取り扱う施設等の所有者等に課される義務に対する一定の経過措置について、2に掲げる政令及び省令を定めるものです。

2 意見募集対象及び意見公募要領

意見募集対象：①危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）
：②危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

詳細については、別紙の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成22年2月6日（土）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



（連絡先）

総務省消防庁危険物保安室

担当：小松課長補佐、桑名事務官

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：s.kuwana@soumu.go.jp

意見募集要領

1. 案件名

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等についての意見募集

2. 案件の内容・説明

自己反応性の性状を有する物質であることが確認された1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン及び4-メチレン-2-オキセタンンについて、消防法上の第5類の危険物として追加する。

3. 施行（予定）日について

平成22年9月1日（水）

本改正案につきまして御意見がございましたら、〈意見募集要領〉に沿って御提出ください。

なお、御意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

〈意見募集要領〉

4. 意見提出期限

平成22年2月6日（土）（郵送の場合は同日必着）

5. 意見提出方法

氏名、職業及び連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）を御記入の上、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、電話による御意見の提出には応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

○ファクシミリの場合

FAX番号 03-5253-7534

○郵送の場合

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省消防庁危険物保安室 あて

○電子メールの場合

電子メールアドレス s.kuwana@soumu.go.jp

電子メールで送付される場合は、ファイル形式をテキスト形式としてください。

※ 御提出いただいた記載内容につきましては、連絡先を除き、すべて公開される可能

性があることを御承知おき願います（匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。

6. お問い合わせ先

消防庁危険物保安室（担当：桑名）

電話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

電子メール：s.kuwana@soumu.go.jp

7. 資料の入手方法

意見募集対象となる政令案等については、電子政府の総合窓口（e-GOV）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

8. 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-GOV]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www/e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室において配布します。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の概要について

平成22年1月
危険物保安室

1. 趣旨

消防法上の危険物(石油等)を貯蔵し、又は取り扱う施設の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。

今回、火災危険性(自己反応性)を有する物質であることが確認された1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン及び4-メチレン-2-オキセタンについて、消防法上の第5類の危険物として追加する。また、今回の改正に伴い、所有者等に課されることとなる義務について、一定の経過措置を設ける。

2. 改正内容

次の2つの物質を第5類の危険物として追加する。

- (1) 1-アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン
- (2) 4-メチレン-2-オキセタン

【改正理由】

「危険物等の危険性に関する調査検討会」(座長:田村昌三横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授(当時))において、危険物確認試験によって危険性の性状を有していることや生産量、貯蔵量及び取扱量が一定以上であることが確認された上記2物質を第5類の危険物として追加することが適当とされたことを受け、今回改正するもの。

3. 経過措置

消防法では、危険物を貯蔵又は取り扱う製造所等の安全確保のためには、製造所等は、貯蔵又は取り扱う危険物の性状や数量等に伴う危険性の大きさによって、その位置、構造及び設備に係る技術上の基準などに関する規制を受けることとされている。

今回の改正により、既存の施設の中には、危険物の類が変更され、指定数量の倍数が増加することに伴い、新たな位置、構造及び設備に係る技術上の基準を満たした上で許可を受けなければならない等の義務が所有者等に発生するものがあるが、施行前からそれらの物質を貯蔵又は取り扱っている施設であるという事情を考慮し、今回の改正に伴い所有者等に課される義務について、一定の経過措置を設ける。

4. 施行期日

【施行期日】 平成22年9月1日(水)

政令第 号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の四及び別表第一第五類の項第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項に次の二号を加える。

三 一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン

四 四―メチレン―二―オキセタン

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年九月一日から施行する。

（製造所等の許可等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に消防法（以下「法

」という。) 第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、この政令による危険物の規制に関する政令(以下「危険物規制令」という。) 第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定による許可を受けなければならないこととなるものについては、この政令の施行の日(以下「施行日」という。) から平成二十三年二月二十八日までの間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。

第三条 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備がこの政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により法第十条第四項の技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、施行日から平成二十三年二月二十八日までの間において新たに法第十一条第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

第四条 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により指定数量の倍数(法第十条の四第一項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。)がこの政令の施行前にされた法第十一条

第一項の規定による許可又は法第十一条の四第一項の規定による届出に係る指定数量の倍数を超えることとなるものの所有者、管理者又は占有者は、施行日から平成二十二年十一月三十日までの間にその旨を法第十一条第二項に規定する市町村長等に届け出なければならぬ。

(製造所の基準に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の際現に設置されている製造所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により製造所として許可を受けなければならないこととなるもの(以下この条において「新規対象の製造所」という。)のうち、危険物規制令第九条第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該製造所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

- 一 当該製造所の危険物を取り扱う工作物(建築物及び危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、一メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃材料(危険物規制令第九条第一項第一号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造った防火上有効な塀が設けられていること。
- 二 当該製造所の建築物の危険物を取り扱う室の壁、柱、床及び天井(天井がない場合にあつては、はり

及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。）が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

三 前号の室の開口部に、防火設備（危険物規制令第九条第一項第七号に規定する防火設備をいう。以下同じ。）が設けられていること。

四 当該製造所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

五 当該製造所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

2 新規対象の製造所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するものうち、危険物規制令第九条第一項第四号から第七号まで又は第二十一号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該製造所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

3 新規対象の製造所の危険物を取り扱うタンクで、この政令の施行の際現に存するものうち、次の各号に掲げる規定に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、当

該各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める場合に限り、適用しない。

一 危険物規制令第九条第一項第二十号イにおいてその例によるものとされる危険物規制令第十一条第一項第四号、第六号、第七号の二又は第十一号から第十二号までの規定 当該製造所が第一項各号に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、当該タンクが附則第七条第一項第二号に掲げる基準に適合している場合

二 危険物規制令第九条第一項第二十号ロにおいてその例によるものとされる危険物規制令第十二条第一項第五号又は第十号から第十一号までの規定 当該製造所が第一項各号に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、当該タンクが附則第八条第一項第一号に掲げる基準に適合している場合

三 危険物規制令第九条第一項第二十号ハにおいてその例によるものとされる危険物規制令第十三条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号（注入口は屋外に設けることとする部分に限る。）第十号、第十一号又は第十四号の規定 当該製造所が第一項各号に掲げる基準のすべてに適合し、かつ、当該タンクが附則第九条第一項第一号に掲げる基準に適合している場合

4 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所（以下この

条において「既設の製造所」という。）のうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第九条第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該製造所が第一項第五号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

5 既設の製造所の危険物を取り扱うタンクで、この政令の施行の際現に存するものうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により次の各号に掲げる規定に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造及び設備に係る技術上の基準については、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める場合に限り、なお従前の例による。

- 一 危険物規制令第九条第一項第二十号イにおいてその例によるものとされる危険物規制令第十一条第一項第四号、第六号、第七号の二又は第十一号から第十一号の三までの規定 当該製造所が第一項第五号に掲げる基準に適合し、かつ、当該タンクが附則第七条第一項第二号に掲げる基準に適合している場合
- 二 危険物規制令第九条第一項第二十号ロにおいてその例によるものとされる危険物規制令第十二条第一項第五号、第十号又は第十号の二の規定 当該製造所が第一項第五号に掲げる基準に適合し、かつ、当

該タンクが附則第八条第一項第一号に掲げる基準に適合している場合

三 危険物規制令第九条第一項第二十号ハにおいてその例によるものとされる危険物規制令第十三条第一項第四号の規定 当該製造所が第一項第五号に掲げる基準に適合している場合

6 新規対象の製造所のうち、危険物規制令第九条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないもの位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

(屋内貯蔵所の基準に関する経過措置)

第六条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第一号の屋内貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるもの(以下この条において「新規対象の屋内貯蔵所」という。)のうち、危険物規制令第十条第一項第二号又は第三項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該屋内貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合限り、適用しない。

- 一 当該屋内貯蔵所の貯蔵倉庫又は建築物の当該屋内貯蔵所の用に供する部分（次号において「貯蔵倉庫等」という。）の壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。）が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。
 - 二 貯蔵倉庫等の開口部に、防火設備が設けられていること。
 - 三 当該屋内貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。
- 2 新規対象の屋内貯蔵所の構造で、この政令の施行の際現に存するものうち、危険物規制令第十条第一項第四号（軒高に係る部分に限る。）に定める技術上の基準に適合しないもの（軒高が二十メートル未満のものに限る。）又は同項第五号から第八号まで若しくは同条第三項第二号から第六号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該屋内貯蔵所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。
 - 3 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第一号の屋内貯蔵所として許可を受けて設置されているもの（以下この条において「既設の屋内貯蔵所」という。）のうち、この政

令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十条第一項第二号（同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該屋内貯蔵所が第一項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

4 既設の屋内貯蔵所の構造で、この政令の施行の際現に存するものうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十条第一項第四号（軒高に係る部分に限る。）に定める技術上の基準に適合しないこととなるもの（軒高が二十メートル未満のものに限る。）又は同項第六号、同条第二項第一号（階高に係る部分に限る。）若しくは第三号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該屋内貯蔵所が第一項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

5 既設の屋内貯蔵所のうち、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第三百五十八号）附則第三条第十項の規定により危険物規制令第十条第二項に規定する屋内貯蔵所とみなされていたものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物に係る品名の危険物のみを貯

蔵し、又は取り扱い、かつ、第一項第三号に掲げる基準に適合するものに限り、危険物規制令第十条第二項の屋内貯蔵所とみなして、同項及び前二項の規定を適用する。

6 既設の屋内貯蔵所で、危険物規制令第十条第三項に規定する屋内貯蔵所のうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十条第三項に規定する屋内貯蔵所に該当しないこととなるものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱い、かつ、第一項第三号に掲げる基準に適合するものに限り、危険物規制令第十条第三項の屋内貯蔵所とみなして、同項の規定を適用する。

7 新規対象の屋内貯蔵所のうち、危険物規制令第十条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

(屋外タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第七条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第二号の屋外タンク貯蔵所とし

て許可を受けなければならないこととなるもの（以下この条において「新規対象の屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、危険物規制令第十一条第一項第一号の二又は第二号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該屋外タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、一メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃材料で造った防火上有効な塀が設けられていること。

二 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

三 当該屋外タンク貯蔵所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

四 当該屋外タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

2 新規対象の屋外タンク貯蔵所の構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するものうち、危険物規

制令第十一条第一項第四号、第六号、第七号の二、第十号の二イ若しくはロ又は第十一号から第十二号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該屋外タンク貯蔵所が前項各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

3 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第二号の屋外タンク貯蔵所として許可を受けて設置されているもの（以下この条において「既設の屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十一条第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該屋外タンク貯蔵所が第一項第四号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

4 既設の屋外タンク貯蔵所の設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十一条第一項第十号の二イ又はロに定める技術上の基準に適合しないこととなるものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、当該屋外タンク貯蔵所が第一項第四号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

5 新規対象の屋外タンク貯蔵所のうち、危険物規制令第十一条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの位置に係る技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

(屋内タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第八条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第三号の屋内タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、危険物規制令第十二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第十号から第十一号まで又は第十二号から第十四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該屋内タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

二 当該屋内タンク貯蔵所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

三 当該屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。）が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

四 前号のタンク専用室の開口部に、防火設備が設けられていること。

五 当該屋内タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

2 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第三号の屋内タンク貯蔵所として許可を受けて設置されているもの（以下この条において「既設の屋内タンク貯蔵所」という。）の構造で、この政令の施行の際現に存するもののうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十二条第一項第四号（同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該屋内タンク貯蔵所が前項第五号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従

前の例による。

3 既設の屋内タンク貯蔵所で、危険物規制令第十二条第二項に規定する屋内タンク貯蔵所のうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十二条第二項に規定する屋内タンク貯蔵所に該当しないこととなるものは、この政令の施行の際現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物に係る品名の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱い、かつ、第一項第五号に掲げる基準に適合するものに限り、危険物規制令第十二条第二項の屋内タンク貯蔵所とみなして、同項及び前項の規定を適用する。

(地下タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第九条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第四号の地下タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの構造及び設備で、この政令の施行の際現に存するものうち、危険物規制令第十三条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号（注入口は屋外に設けることとする部分に限る。）、第十号、第十一号若しくは第十四号（同条第二項及び第三項においてこれらの規定の例によるものとされる場合を含む。）又は同条第二項第三号から第五号までに定める技術上

の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該地下タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクが、鋼板その他の金属板又は強化プラスチックで造られ、かつ、漏れない構造であること。

二 当該地下タンク貯蔵所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

三 当該地下タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

2 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第四号の地下タンク貯蔵所として許可を受けて設置されているものの構造で、この政令の施行の際現に存するものうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により危険物規制令第十三条第一項第四号（同条第二項においてその例によるものとされる場合を含む。）に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの構造に係る技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、当該地下タンク貯蔵所が前項第三号に掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

(移動タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第十条 この政令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第二条第六号の移動タンク貯蔵所として許可を受けなければならぬものとなるものの設備で、この政令の施行の際現に存するもののうち、危険物規制令第十五条第一項第四号、第七号又は第九号から第十一号までに定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

(一般取扱所の基準に関する経過措置)

第十一条 附則第五条第一項から第三項まで及び第六項の規定は、この政令の施行の際現に設置されている取扱所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により危険物規制令第三条第四号の一般取扱所として許可を受けなければならぬものとなるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準について準用する。

2 附則第五条第四項及び第五項の規定は、この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を

受けて設置されている危険物規制令第三条第四号の一般取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準について準用する。

（消火設備の基準に関する経過措置）

第十二条 この政令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の消火設備で、この政令の施行の際現に存するものうち、危険物規制令第二十条第一項第一号（第一種、第二種又は第三種の消火設備に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に定める技術上の基準に適合しないものに係る消火設備の技術上の基準については、同号の規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

2 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の消火設備で、この政令の施行の際現に存するものうち、この政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により

危険物規制令第二十条第一項第一号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る消火設備の技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（総務省令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この政令の施行に伴う製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準その他危険物の貯蔵、取扱い又は運搬に関し必要な経過措置は、総務省令で定める。

理由

化学物質の生産流通の実態等にかんがみ、危険物たる物品の一部について、その性質に即した一層適切な規制を課すため、その類別を変更する等、所要の改正を行う必要があるからである。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
<p>（品名の指定）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第一第五類の項第十号の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 金属のアジ化物</p> <p>二 硝酸グアニジン</p> <p>三 <u>一―アリルオキシ―二―三―エポキシプロパン</u></p> <p>四 <u>四―メチレン―二―オキセタン</u></p>	<p>（品名の指定）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第一第五類の項第十号の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 金属のアジ化物</p> <p>二 <u>硝酸グアニジン</u></p>

○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第〇〇〇号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

総務大臣 原口 一博

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号に次のように加える。

ト 第四類の危険物と第五類の危険物のうち一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン若しくは四―メチレン―二―オキセタン又はこれらのいずれかを含有するもの

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年九月一日から施行する。

(製造所の基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置されている製造所で、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第〇〇〇号。以下「〇〇〇号改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。）第一条第三項の規定の改正により新たに消防法（以下「法」という。）第十一条第一項の規定により製造所として許可を受けなければならないこととなるものの設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第十三条の三第一項に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、同項の規定は、当該製造所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該製造所の危険物を取り扱う工作物（建築物及び危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、一メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃材料で造った防火上有効な塀が設けられていること。

二 当該製造所の建築物の危険物を取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合にあつては、はり及び屋根又は上階の床。以下この号において同じ。）が不燃材料で造られ、又は当該壁、柱、床及び天井の室内に面する部分が不燃材料で覆われていること。

三 前号の室の開口部に、規則第十三条の二第一項に規定する防火設備が設けられていること。

四 当該製造所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

五 当該製造所の液体の危険物を取り扱うタンク（屋外にあるタンクに限る。）が、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

六 前号のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置が講じられていること。

七 当該製造所に係る指定数量の倍数が、平成二十二年九月一日（以下「施行日」という。）における指定数量の倍数を超えないこと。

2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所の設備で、

この省令の施行の際現に存するものうち、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の三第一項に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの設備に係る技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、当該製造所が前項第五号から第七号までに掲げる基準に適合している場合に限り、なお従前の例による。

(屋外タンク貯蔵所の基準に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に設置されている貯蔵所で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により令第二条第二号の屋外タンク貯蔵所として許可を受けなければならないこととなるものの設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第二十二条第一項に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、同項の規定は、当該屋外タンク貯蔵所が次に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、一メートル以上の幅の空地を保有し、又は不燃材料で造った防火上有効な塀が設けられていること。

二 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクが、鋼板その他の金属板で造られ、かつ、漏れない構造であること。

三 当該屋外タンク貯蔵所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

四 当該屋外タンク貯蔵所の液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置が講じられていること。

五 当該屋外タンク貯蔵所に係る指定数量の倍数が、施行日における指定数量の倍数を超えないこと。

(一般取扱所の基準に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定は、この省令の施行の際現に設置されている取扱所で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により令第三条第四号の一般取扱所として許可を受けなければならないこととなるものの設備に係る技術上の基準について準用する。

2 附則第二条第二項の規定は、この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている令第三条第四号の一般取扱所の設備に係る技術上の基準について準用する。

(避雷設備の基準に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第十三条の二の二に定める技術上の基準に適合しないものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本工業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）」「建築物等の避雷設備（避雷針）」とする。

2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の避雷設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十三条の二の二に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る同条の規定の適用については、同条中「日本工業規格A四二〇一」「建築物等の雷保護」とあるのは、「日本工業規格A四二〇一（一九九二）」「建築物等の避雷設備（避雷針）」とする。

(掲示板の基準に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の掲示板で、この省令の施行の際現に存するものうち、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第十八条第一項第二号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る掲示板の技術上の基準については、同号の規定にかかわらず、施行日から平成二十二年十一月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

(警報設備の基準に関する経過措置)

第七条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるもの(指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。)の警報設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、規則第三十八条第二項各号に定める技術上の基準に適合しないものに係る警報設備の技術上の基準については、これらの規定は、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、適用しない。

2 この省令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所（指定数量の倍数が施行日における指定数量の倍数を超えないものに限る。）の警報設備で、この省令の施行の際現に存するものうち、〇〇〇号改正政令による危険物規制令第一条第三項の規定の改正により規則第三十八条第二項各号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものに係る警報設備の技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、なお従前の例による。

（危険物の容器の表示に関する経過措置）

第八条 この省令の施行の際現に存する内装容器等（規則第三十九条の三第二項に規定する内装容器等をいう。）で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により規則第三十九条の三第二項に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの貯蔵に係る技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

（運搬容器の表示に関する経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に存する運搬容器で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正

により規則第四十四条第一項又は第六項に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの積載方法に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間は、なお従前の例によることができる。

（実務経験に関する経過措置）

第十条 この省令の施行の際現に設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、〇〇〇号改正政令による令第一条第三項の規定の改正により新たに法第十一条第一項の規定により許可を受けなければならないこととなるものの所有者、管理者又は占有者のうち、法第十三条第一項の規定により危険物保安監督者を定めなければならないこととなるものは、同項及び規則第四十八条の二の規定にかかわらず、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に限り、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者（施行日前に当該製造所、貯蔵所又は取扱所で六月以上従事している者に限る。）のうちから当該製造所、貯蔵所又は取扱所の危険物保安監督者を定めることができる。

（取扱い等を行うことができる危険物の種類に関する経過措置）

第十一条 この省令の施行の際現に法第十三条の二第三項の規定により乙種危険物取扱者免状の交付を受け

ている者で、規則第四十九条の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物を施行日の前日において当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に関して立ち会っているものは、同条の規定にかかわらず、施行日から平成二十四年二月二十九日までの間に限り、当該危険物を取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に関して立ち会うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（類を異にする危険物の同時貯蔵禁止の例外）</p> <p>第三十九条 令第二十六条第一項第一号の二ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物を貯蔵する場合で、危険物の類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合</p> <p>イ↷へ（略）</p> <p>ト 第四類の危険物と第五類の危険物のうち一アリルオキシ 一ニ・三エポキシプロパン若しくは四メチレン二オ キセタン又はこれらのいずれかを含むもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（類を異にする危険物の同時貯蔵禁止の例外）</p> <p>第三十九条 令第二十六条第一項第一号の二ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物を貯蔵する場合で、危険物の類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合</p> <p>イ↷へ（略）</p> <p>二（略）</p>